

3 健康危害情報の公表について規定されました。

条例第20条では、食品等による人への健康危害情報について、次の場合に、県民に必要な情報を公表することが規定されています。

人の健康への悪影響の発生を防止する観点から 公表が必要と認められる場合

- 1 県民からの健康危害情報の申出(第19条)に対する調査の結果、当該食品等が人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる場合
- 2 関係法令に違反し、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通している場合
- 3 その他公表することが公益上必要であると認められる場合

次のような事例が、この規定の対象となります。

- ・「そうざいに異物が混入していた」と県民から申出があり、調査を行った結果、ガラス片が混入したそうざいが他にも多数販売された可能性がある場合
- ・異常気象で毒キノコが大量に発生し、人への健康危害のおそれがある場合

問い合わせ先

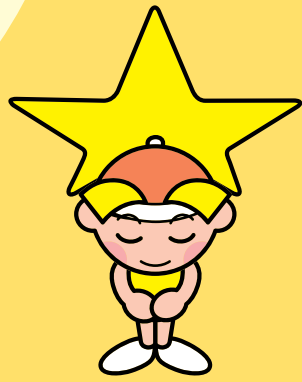
名 称		所 在 地	電話番号
県庁生活衛生課		岡山市内山下2-4-6	086-226-7338
県保健所	備前保健所衛生課	岡山市古京町1-1-17	086-272-3947
	備中保健所衛生課	倉敷市羽島1083	086-434-7026
	備北保健所衛生課	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2837
	真庭保健所衛生課	真庭市勝山620-5	0867-44-3111(代)
	美作保健所衛生課	津山市椿高下114	0868-23-0115
岡山市保健所衛生課		岡山市鹿田町1-1-1	086-803-1257
倉敷市保健所生活衛生課		倉敷市笹沖170	086-434-9826

事業者の皆様へ

「岡山県食の安全・安心の確保 及び食育の推進に関する条例」 が制定されました。

(平成18年12月26日制定・施行(一部、平成19年4月1日施行))

平成18年12月、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」が制定・施行されました。
この条例では、「自主回収の報告」、「健康危害情報の調査等」、「健康危害情報の公表」が規定されており、平成19年4月1日から施行されます。
趣旨をご理解の上、ご協力くださるようお願いいたします。



1 自主回収の報告が義務づけられました。

条例第18条では、自主回収の報告が義務づけられています。

これは、食品関連事業者が食品の自主回収に着手及び終了した際、報告していただく制度です。

この制度は、食品等による健康への悪影響を未然に防止するとともに、食品等の適切で迅速な回収を促進することが目的です。

どんな場合に報告が必要なの？

自社が製造、販売等した食品等の自主回収に着手した場合であって、その食品等が人の健康への悪影響の発生を防止する観点から、次のいずれかに該当する場合は、

ただし、県内に流通している食品等(業務用は除く。)が対象です。

また、自主回収終了時にも報告が必要です。

人の健康への悪影響の発生を防止する観点から報告が必要と認められる場合

1 食品衛生法に違反する場合

(原則、表示違反は除く。ただし、次の場合は報告が必要。)

・食品等の規格基準に違反した場合

例：牛乳を検査したところ、大腸菌群が陽性になった。

・原材料表示からアレルギー原因物質の表示が欠落した場合

例：卵を使用したにもかかわらず、表示し忘れた。

・保存基準が定められている食品の保存方法の表示基準に違反した場合

例：冷凍食品に「-18℃以下で保存」と表示すべきところを「10℃以下で保存」と表示した。

・賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示した場合

例：賞味期限が1ヶ月後である商品に、間違えて3ヶ月後の日付を印字した。

2 食品等による健康被害が現に生じている場合であって、同様の被害の原因となるおそれがある場合

例：有症苦情の原因と疑われるおにぎりと同じご飯を使用した弁当

3 行政処分の対象となった食品等と類似のものであって、同様の違反のおそれがある場合

例：回収命令を受けたかまぼこと同じ原材料を使用したちくわ

誰が報告するの？

県内に食品等(業務用は除く。)を流通させている食品関連事業者が対象です。

多数の事業者が関わっている場合は、基本的に自主回収を決定した事業者が報告してください。

自主回収を決定した事業者からの報告が不可能な場合には、食品等の流通段階の川上に位置する方から報告してください。

どこに報告するの？

事業所を管轄する保健所に報告してください。

ただし、事業所が県外にある場合は、県庁生活衛生課に報告してください。

報告様式は決まっているの？

自主回収着手報告書、自主回収終了報告書の様式が決まっています。

お近くの保健所に相談するか、または、県庁生活衛生課のホームページからダウンロードしてください。

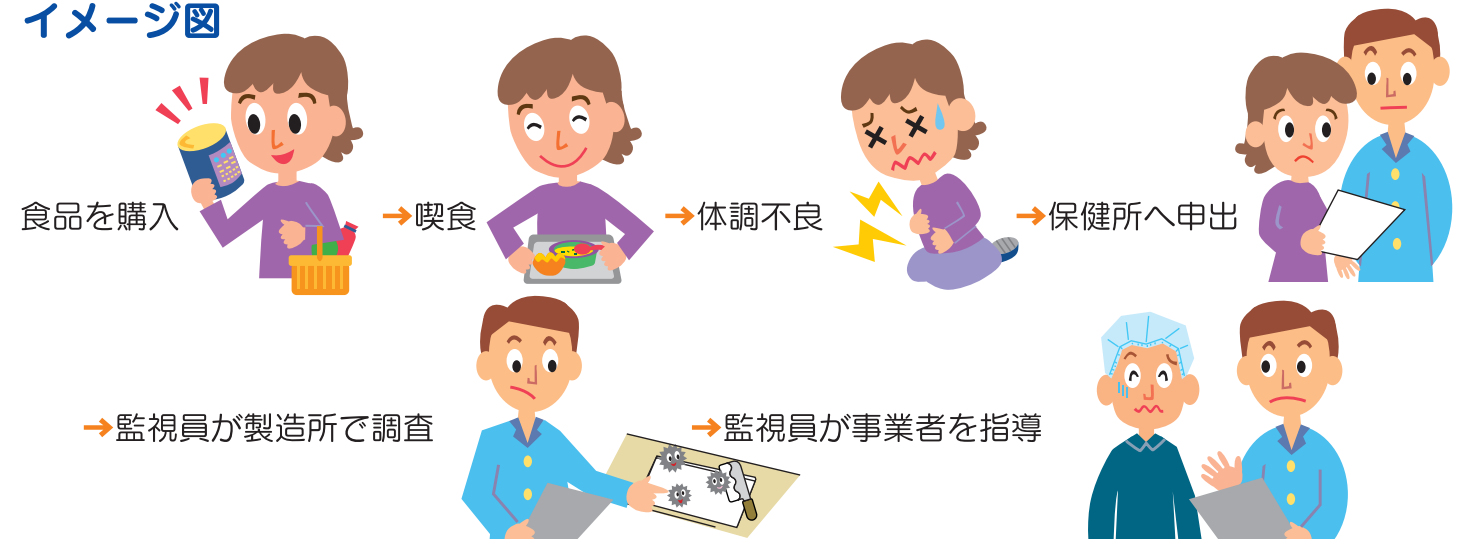
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/seiei/jourei.htm>

2 健康危害の申出に対する調査が規定されました。

条例第19条では、県民からの健康危害情報を受けた場合、調査を行い、適切な措置を講ずることが規定されています。

したがって、事業者の方には保健所等の調査に協力をいただく場合があります。

イメージ図



次のような事例が、この規定の対象となります。

・菓子に金属片が混入しているという県民からの申出により、製造所を調査した結果、製造器具の一部が破損し、混入していることが分かり、指導を行った。

・そばアレルギーの県民から、「そばのアレルギー表示がない「そばまんじゅう」を食べても大丈夫か？」と問い合わせがあったため、調査したところ、「そば」の表示が欠落していることがわかった。